

Social Insurance Consulting Firm EOS
Firm News

2010年 法改正スケジュール

2010年4月を前後に多くの法律が改正されます。その中には、就業規則（*）の改正が必要となるものもございます。改正となる法律及びその概要は、それぞれ次の通りです。

（*）常時10人以上の労働者を使用する事業場については、法律上、就業規則の作成が義務付けられています。就業規則は、事業場の労働条件や服務規律を定めたもので、その内容が合理的なものである場合には、労働契約と同一の効力を持ちます。

3月

・健康保険法

健康保険料率は全国平均9.3%台（現在8.2%）、介護保険料率は全国一律で1.50%（現在1.19%）へ引き上げられます。

4月

・労働基準法

1ヶ月に60時間を超える時間外労働を行った場合の割増賃金率が、現在の25%から50%に上げられます。（中小企業は当面適用を除外されます。）

労使協定を締結することによって、1ヶ月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することが可能となります。

特別条項付きの時間外労働協定を締結する場合には、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定めることが義務付けられます。

労使協定を締結することによって、1年に5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を取得することが可能となります。

- ・労働安全衛生法 ... 健康診断における胸部エックス線検査対象者が変更されます。
- ・雇用保険法（予定） ... 週の所定労働時間数が20時間以上で、31日以上（現在は6ヶ月以上）の雇用が見込まれる労働者については、雇用保険の被保険者となります。
- ・高年齢者雇用安定法 ... 定年年齢の引き上げ等の高年齢者の雇用確保措置の対象年齢が、4月1日から64歳に引き上げられます。

6月

・育児・介護休業法

3歳までの子を養育する労働者に対して、短時間勤務制度を設けることが義務化され、また、労働者から請求があった場合には、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

子の看護休暇の日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、となります。

父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間が、現在の「1歳」から「1歳2ヶ月」に延長されます。

労使協定による専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定が廃止され、すべて父親が必要に応じ育児休業を取得できるようになります。

要介護状態にある家族を介護するために、対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、の介護休暇の取得が可能となります。

（注）法律名の後に が付いているものは、就業規則の改正が必要となります。

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News

~ We are always at your side ~